

記者会見要旨

日 時：2020年2月26日（水）午後2時30分～午後2時55分
場 所：太陽生命日本橋ビル8階 第6会議室
出席者：鈴木会長、森本副会長、岳野副会長・専務理事

冒頭、森本副会長から、自主規制会議の状況について、岳野副会長・専務理事から、その他の事項について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

東京証券取引所が先週、市場構造改革の骨子を公表した。内容について会長の見解を伺いたい。

また、新型コロナウイルスによる肺炎の拡大で株価が大きく値動きしている。今後の実体経済への影響なども踏まえてマーケットの動きについて伺いたい。

（鈴木会長）

東京証券取引所の新市場区分については、これまでの5つから3つにするということが21日に発表になった。プライム市場が一部市場で、スタンダードが二部市場とJASDAQのスタンダード、グロースがマザーズとJASDAQのグロースということで、金融審議会の市場ワーキング・グループ「市場構造専門グループ」の報告書を踏まえた内容になっていると思っている。2021年の6月末を移行基準日とし、2022年4月1日から新市場区分が始まるということだが、当面の間、一定の経過措置が設けられる。「当面」がどれくらいかは分からないが、そのようになっている。いずれにしても、見直し当初の目的に合致した良いものができるように努力していただきたい。また、今後詳細なルールが決まると思うが、市場参加者あるいは市場仲介者である証券会社含めて様々な意見を求めて、より良いものにして欲しいと思っている。

なお、TOPIXについても新しい指標が出るわけだが、以前から申し上げているように、既にTOPIXをベンチマークにした商品がかなりあるので、それらについても市場の混乱が起こらないように留意していただきたいと思っている。

また、新型コロナウイルスについては、ご存知のように経済活動に既に大きな影響を与えつつある。日本の企業もここから回復していくというシナリオではあったが、かなり厳しい状態になっていると思う。株式市場は先の見えない状態を最も嫌い、その意味では、今は一番、株式市場が嫌う状況である。また、新型コロナウイルスの感染がどのくらいで収束するかということも非常に大きな意味を持っている。SARS の時のように3か月強で収まればよいが、当時と比べて世界は圧倒的に繋がっており、もし少し長引くことになってしまうと、一層厳しいかなと思うところである。しかし、楽観的な見方をすれば、今は最悪の状態を想定して動いていることもあるので、当初期待した水準の日経平均株価への到達はなかなか難しいかもしれないが、ここ1、2か月がどういう状況になるかでマーケットも本当に大きく変わってくるのではないかと思う。

(記者)

昨日、野村証券で、つみたてNISA専用の信託報酬をゼロにした投資信託を設定するという発表があった。ネット証券を中心に手数料競争が進んでいた中、野村証券がこの様な商品を出したということで、競争が激化しているとも思うが、証券業界の行方について所見を伺いたい。

(鈴木会長)

私も正式に聞いているのではなく、ニュースで知ったが、つみたてNISAにおいて、投資家が負担する費用を低く抑えるということであり、各社色々な考え方があるのだと思う。そのような仕組みで次々に顧客を広げていこうという証券会社もあれば、ネット証券のように無手数料としながら、別のところに収入があるような仕組みを作っている会社もある。全く信託報酬が入らないものを売るというのは、やはり各社の考え方によるところがあると思う。そのような商品が少しはあった方がたくさん売れるという人もいるだろうし、それは各社の戦略としてできているものだと認識している。

(記者)

外為法の改正について、今後パブリックコメントが行われるということだが、以前もお伺いしたとおり、投資家の懸念はまだ残ってい

と思われる。改めて会長の所見を伺いたい。

(鈴木会長)

外為法についてはこれまでも度々申し上げているが、外国人投資家の東京証券取引所に占めるシェアが6、7割である中で、事前届出義務が生じる取得比率を10%から1%に引き下げたということで、かなり大きなインパクトがあるだろうと想定している。そういった中で、我々も当局や取引所と大きな影響が出ないようにと活動してきており、それなりの配慮をいただくことになっている。また、当局と話し合いを密にさせていただいている中で、当初の目的が達成でき、かつ極端な影響がないようにということを強く申し上げている。国は外国人投資家が市場から全部引き上げてしまうことを意図しているわけでは全くないので、それなりの対処が行われると認識している。

(記者)

資料1の4ページで、2行目に一種外務員及び特別会員一種外務員とあるが、この内容をご説明頂きたい。また、商先会員の場合は「特定業務会員」となるが、特定業務会員は特別会員一種外務員の資格を取得することになるのか。

(森本副会長)

1点目の4ページの2行目の部分であるが、これは現在の通常の一種外務員と特別会員一種外務員が、今度、大阪取引所で取引される商品先物を取り扱えるようになるというものである。

(記者)

特別会員一種外務員とは何か。

(森本副会長)

特別会員というのは銀行等の登録金融機関の協会員であり、その所属する外務員である。

(記者)

特定業務会員は入らないということか。

(森本副会長)

ここはそういう意味ではない。

(記者)

以前の記者会見で、商先会員が特定業務会員として商品先物取引を行う際には、研修を受講すれば、商品関連市場デリバティブ取引ができるとおっしゃっていたが、それは改めて資格を取らなくてよいということか。

(森本副会長)

改めて一種外務員資格を今度の7月までに取得してくださいというのは無理があるため、現在、商品先物取引業協会の外務員資格を持っている方は、金融商品取引法等に関する研修を受けていただければ、商品関係だけの業務は当面できるという取扱いとしている。研修の時期は、概ね5月から7月頃になると思う。

(記者)

新型コロナウイルス感染症に関連して、政府も大きなイベント等に対する中止や延期を要請している。証券各社でもイベントを中止しているようであるが、協会としての見解を伺いたい。

(鈴木会長)

当協会でも不特定多数の人が集まる会議、セミナーは原則取り止めにしている。理事会など、不特定多数でない会議等は開催する。また、感染防止のために役職員の時差出勤を導入している。

会員に対しても、厚生労働省あるいは外務省からの情報を集約し、感染対策を行うこと、従業員に対する注意喚起、そして発症した場合の対処に万全を期すこと等の要請を行っている。

以 上